

国際平和協力業務の内容(国際平和協力業務の各類型に従事できる者について)

協力の対象	法第3条第5号に掲げる各類型	海上保安庁組織参加	自衛隊の部隊等	関係行政機関職員		採用隊員
				自衛隊員	その他	
↓ 国際的な選挙監視活動 国際連合平和維持活動 / 国際連携平和安全活動 人道的な国際救援活動	イ 停戦・武装解除等監視		○	○		
	ロ 駐留・巡回		○	○		
	ハ 武器の搬入・搬出の検査・確認	自衛隊の部隊等が行う場合は国会承認の対象	○	○		
	ニ 放棄武器の収集・保管・処分		○	○	○	○
	ホ 停戦線等設定の援助		○	○		
	ヘ 捕虜交換の援助		○	○		
	ト いわゆる安全確保業務		○	○		
	チ 選挙・投票の監視・管理					○
	リ 警察行政事務に関する助言・指導・監視	○		○	○	○
	ヌ 矯正行政事務に関する助言・指導・監視			○	○	○
	ル 立法・行政・司法に関する事務に関する助言・指導	○		○	○	○
	ヲ 国防組織の設立・再建支援		○	○	○	○
	ワ 医療(含防疫)	○	○	○	○	○
	カ 被災民の捜索・救出・帰還援助	○	○	○	○	○
	コ 被災民に対する生活関連物資の配布	○	○	○	○	○
	ク 被災民収容施設・設備の設置	○	○	○	○	○
	ケ 紛争被害施設・設備整備	○	○	○	○	○
	コ 紛争汚染自然環境の復旧	○	○	○	○	○
	セ 輸送、保管、通信、建設、補給等	○	○	○	○	○
	ネ 司令部業務		○	○	○	○
ナ イからネに掲げる業務に類する業務(要政令)		イからネの各業務に準ずる				
ラ いわゆる駆け付け警護			○			